

經濟論叢

第九十四卷 第三號

- 明治三十二年商法と評価損益論争 (1)高 寺 貞 男 1
- 日清戦争賠償金の領収と幣制改革小 野 一 一 郎 22
- 資本蓄積と雇用永 友 育 雄 39

書 評

- マクファーソン『所有的個人主義の
政治論——ホッブスからロックへ』.....平 井 俊 彦 67
-

昭和三十九年九月

京都大學經濟學會

《書評》

マクファーンソン

『所有的個人主義の政治論』

——ホップズからロックへ——

平井俊彦

一 はじめに

本書の表題の原文名は、The political theory of possessive individualism, Hobbes to Locke, by C. B. Macpherson, Oxford at the Clarendon Press, 1962. この表題のなかには原名としてもあまり見られないう possessive individualism という用語があるが、訳出するには表現に困る言葉である。意味は「個人の所有権に関する思想」であるが、私有財産権なら private property という原名があつて、この言葉のひびきは物の私有をあらわしている。著者の意図は、possessive individualism で、一七世紀のイギリス政治思想にみられる個人の人物と、その所有にかかわる問題を論じようとしているようであるから、私有財産では人格の所有の側面をあらわせない。耳なれない表

現ではあるが、「所有的個人主義」または「個人的所有主義」という表現をやむをえず用いる。

著者はカナダの東南部にあるトロント大学の政治学教授で、すでに Western Political Quarterly 誌上に發表した「Locke on capitalist appropriation, December 1951 や」The social bearing of Locke's political theory, March 1954. それに一九六〇年四月に Past and Present 誌上に書いたハリントンに関する研究を集めて整理し、本書を公刊した。本書の全体の狙いは、現代の自由民主主義国家の政治的理念を、その源泉である十七世紀のイギリスの所有的個人主義のうちにたずね、その思想的性格をば財産の保護および市場関係の維持を目的とするブルジョワ思想として規定するとともに、現代の市場関係の發展および労働者階級の台頭によつて、この個人主義が根本的に変革されねばならない事情をあきらかにすることにある。この意図にしたがつて、本書はホップズ、レヴェラーズ、ハリントン、ロックの四章にわかつて論ぜられてゐる。わたしはここで、自分の関心のあるところから、著者も最も力点をおいているロックについて、本書を寸評してみたい。このばあい、叙述の順序にしたがつて、「財産権の理論」、「自然権および合理性に関する階級的差異」、「自然状態および市民社会の二義的性格」について、著者の見解を紹介し、最後に一括して著者のロック像にわたしの考え方を対置しようとおもう。

二 所有権の理論

ジョン・ロックの近代自然法思想の意義が問題となるばあい、ホッブズの近代人の生命権に対してその所有権が取りあげられるのが、普通である。こうしたロックに関する見方について、著者もその例外ではない。むしろ、著者は所有権理論のなかにこそロックの政治思想を解く鍵があるとして、冒頭から所有権理論そのものを考察する。「人間が結合して国家を作り、統治に服することの大きな、主な目的は、その所有権 property の保存ということである。」¹⁾ それでは、所有権とはなにか。所有権という概念を自然法思想に導入することによって、ロックの政治思想はこのような特色をもつのか。この二つの問題を解くなかで、著者のロック像はきわめて鮮やかである。

ロックの思想のなかには、さわめて多様なものがあるが、ことに政治思想の所有権は二義性をもつ。つまり、ロックの所有権は人と物という二つの要素を意味している。「人間はかれの所有、つまりその生命 life、自由 liberty、財産 estate を他人の侵害や攻撃から保存する力を自然的にもつ。」²⁾「所有物というのは、わたしはここでもほかのところでも、財貨 goods だけでなく身体 persons をも意味している」と解してもらいたい。³⁾「いや、ロックの所有権の基礎は人間にあって、人間が自己の生命的活動である労働によって、自然のなかに所有権を確定する

のである。自然的理性や聖書の教説によれば、土地やその果実は本来、人類に共同にあたえられたものであるが、生活の用に供するためにそれを個人の所有とするのは、労働によるのである。しかも、自然状態の最初の段階においては、所有権の限度は個人およびその家族の消費する範囲内に定められていた。なぜなら、神は腐敗させるためにこの世界に富をあたたえたものではないからである。この所有権の制限によって、他者にも充分の土地が残ることになり、自己の労働によって生活は保障されているのであるから、ロックの自然状態はホッブズのような闘争状態から脱却できるはずである。本来、ロックにとって自然状態はこのような境地であった。

自然状態がこのようなものであるかぎり、生産力の発展には限界がある。著者はむしろ、このような「自然法のあらゆる限界を所有権から除き去ること」⁴⁾、あるいは「制限された権利から無制限な権利へ移行すること」⁵⁾に、ロックの所有権理論の特性をみとめている。いうまでもなく、貨幣が導入され、商業がおこなわれてからの自然状態では、初期の自然状態の様子とはがらりと変わる。すなわち、これまで生活資料による所有量の規制の根拠であった剰余生産物の腐敗は、貨幣と交換されることによって消滅するからである。こうして「人々が金や銀のようになり、持っていたもたんだり腐ったりしないために、他人を害することなく貯蔵しうるものと、余分のものを取りかえる

ことによって、その生産物を利用しうる以上の土地を正当に所有する方法を、暗黙の自発的な同意によって発見したのである。」剰余生産物の所有のみならず、これを生産する土地所有ですら貨幣商品社会では合法化される。こうしてこの段階では、「私有財産の不平等という、ものの分け方は、社会の境界外で、契約なしに、ただ金や銀に価値をおき、暗黙のうちに貨幣の使用に同意することによってのみ可能となった。」

ところで、いかに所有の不平等が発生しようとも、貨幣社会はその生産力の発展のために、進歩的である。著者がロックの所有権理論を資本主義的と規定するのも、この点にある。著者はロックが『統治論』第三版で三七節に新しく加えた一節を引用してつぎのようにいう。「さらにつけ加えておくが、労働によって土地を占有するものは、人類の共同の資産を減らすのではなく、ふやしているのである。なぜなら、囲込まれ耕作された一エーカーの土地から生産される生活必需品は、同じく肥沃さをもちつつ共有の荒れ地のままになっている一エーカーの土地の産物の一〇倍になるからである。」このことばには、「占有された土地の生産力が拡大すると、他人に利用される土地の減少を補って余りある」という考え方が示され、これはイングラランドの日傭い労働者の事情によっても説明がつくと、著者はいうのである。

だが、資本主義的蓄積はこのように一方において富の集積を

生み、それが自然法によって合理化されるとともに、他方では必然的に土地所有から自由な労働者階級を生みはしないだろうか。一体、ロックは賃金関係をどのようにみているか。貨幣導入後の階級分解、それも労働の商品化の問題をロックの自然法思想のなかで提起している点に、本書のいちじるしい特色がある。著者はロックの前述の所有権の概念のなかに人と物とが、「生命、自由および財産(土地)」の所有権がふくまれていることを強調したが、このことから労働も自己の所有権として譲渡しうるものであることを説明する。「ブルジョワ的意味での所有は享受し使用する権利である、のみならずそれは処分し、交換し、譲渡する alienate 権利でもある。」この譲渡された労働があればこそ、土地所有者は購入した労働によって生産し、この生産物を自己の所有物とすることができると。「私の馬が食べた草や、わたしの召使がとってきた芝や、わたしが掘った鉱石は、……私の所有物となる。」資本主義社会においてはたしかに、人は物となり、物となった人が作った物が、他人の所有となるという意味で、ロックは資本主義社会における賃労働のあり方を先取していた、と著者は主張している。この譲渡しうる労働の所有者である賃労働者は、ロックの経済論文『利子の引下げおよび貨幣価値の引上げの諸結果に関する若干の考察』のなかで、経済社会の一つの階級として位置づけられていることから、明らかとなるだろう。こうして「資本主義的生産の支持者の一

人であるロックは、商品に転化する労働の非人間化の諸作用についてなんら意識をわずらわさなかった⁽¹⁰⁾、という結論になる。要するに、人間労働が各人の所有権であるとの考え方は、自然状態の第二段階たる貨幣の導入後には、本来的な所有権の制限が破られるとともに、労働力商品化を合法化することになったのである。

- (1) Locke, *Second treatise of civil government* § 124. 浜林正夫訳『統治論』一〇五ページ（以下邦訳は浜林訳を引用）。
- (2) *Ibid.*, § 87. 邦訳八二ページ。
- (3) *Ibid.*, § 173. 邦訳一三三ページ。
- (4) Macpherson, *The political theory of possessive individualism*, p. 199.
- (5) *Ibid.*, p. 203.
- (6) *Second treatise*, § 50. 邦訳六二ページ。
- (8) *Ibid.*, § 37. 邦訳五五ページ。
- (9) Macpherson, *ibid.*, p. 212.
- (10) *Ibid.*, p. 215.
- (11) *Second treatise*, § 28. 邦訳五〇ページ。
- (12) Macpherson, *ibid.*, p. 217.

三 自然権および合理性における階級的差異

ロックは資本主義社会の弁護人として、社会の生産力を高く評価し、所有の不平等を是認する。そこには、土地の所有者と

非所有者との階級分解が生じ、賃労働関係が発生する。労働も一つの譲渡しうる商品としたことは、ロックの所有権理論の大きな功績であった。したがって当然、労働者階級は社会の一つの構成要素として定着化される。ところで、問題なのは、この労働者階級に対するロックの態度、いわばロックのプロレタリア観である。この論点は、たしかにこれまであまり論じられていない問題である。著者の見解を先取して言えば、ロックの労働者観は十七世紀の当時の重商主義の見解に従っており、有産者の立場からのそれである。すなわち、第一に「労働者階級は國家の必要部分ではあるけれども、その成員は事実上、政治体を構成するに十分な成員ではなく、そうなる資格をもたない。また第二に、労働者階級の成員は充分に合理的な生活をしていないし、でもない。」

ここでも、著者は二つの自然状態を比較する。ロックの初期の自然状態においては階級分解はなく、したがって各人は平等に自然権 *natural right* をもち合理性 *rationality* をもっていたのだが、財産論で私有財産の不平等が発生すると、自然権や合理性に階級的区分が生ずる。しかも、この第二次の自然状態への移行は、ロックの所有的個人主義の混乱ではなくて、その本質であり、各個人が労働の唯一の所有者であることが、平等な個人を二つの階級に分解させるのである。このような階級分解のまま市民社会に入ると、賃労働者階級は政治に参加する権

利をもたない。というよりは、「人々が結合して国家をつくり、統治に服することの大きな主目的は、その所有の保存ということ」であり、その所有が財産であるとすれば、労働者階級が市民社会に入るべき資格すら持ちうるかどうかは、疑問である。

よし、かれらが労働力の所有者として市民社会の成員となりえても、有産者階級と同様にその政治的権利を保持しえない。著者はロックが労働者階級に革命権をみとめていないとして、つぎのようにいう。「だれが革命権をもちうるかは、ロックにとって決定的に重要な問題である。ロックは望ましからざる政府を解体させる権利を行使する他の方法を持ちあわせていないために、革命権ということがロックにとって市民の資格を決定する唯一の有効な基準である。ロックは『統治論』のなかで多数者の革命権を主張しているけれども、ここで労働者階級が革命権をもちうると考えているとは思われない。……ロックにとって労働者階級は政治体の完全な構成部分であるよりはむしろ、国政の対象であり行政の対象であった。」浮浪者をふくめて労働者階級は、十七世紀の重商主義国家にとって授産所や苦汗労働施設に入れるべき対象と考えられていたが、ロックもその例外ではなかったというのである。

ロックの市民社会において完全な市民権をもちうるのは有産者階級だけであった。それだけではなく、労働者階級は合理性をもみとめられない存在であった。自然状態の初期の段階では

各人はすべて合理的であると考えられていたが、資本蓄積がおこなわれてくると、合理性は蓄積しうる人へのみ可能となり、したがって蓄積しえない人は非合理的となったのである。「自然状態の第二段階においては、土地を残されていない人々は本来の意味で勤勉で合理的ではありえない。かれらは自己の利益のために土地を専有し改良する——このことが本来、合理的行為の本質であった——ことができない。……この段階では、占有は（だれかの）労働を含むけれども、労働は占有をふくまない。この点で、自分と自分の家族のための消費財の充分な供給をまかなうために用いられうるより以上の土地を占有することが、道徳的かつ便宜的立場からして合理的となった。すなわち、資本として使用する土地を占有することが合理的であり、それは他人の労働、つまり自己の土地を持たない人々の労働がもたらす剰余生産物の占有をふくむのである。いいかえれば、労働と占有とが分離する点にいたるや、合理性は労働よりも占有と一致する。」

労働者階級が所有から排除されるとともに、合理性からも排除されるというロックの考え方は、単に経済生活だけの問題ではなかった。著者はロックが労働者階級について宗教や道徳生活にまでこの考え方を及ぼしているとして、『キリスト教の合理性』を引きあいに出してつぎのようによ。「労働者階級は超自然的な処罰なしには、合理主義的倫理に従うことはできな

い。ロックは罰則をよりはっきりさせようとするのみである。ロックのすすめる単純な条項は道徳的法則ではなくて、信仰箇条である。それらは信じられるべきものである。その信仰のみが必要なすべてである。なぜならこの信仰こそが福音の道徳的法則を強制的命令に変えるからである。こうしてロックの問題は、単に信仰のできる一般民衆の経験に直接訴えるように、信仰箇条を作ることである。⁵⁾ 信仰による強制によって個人の行為を拘束するのは、つぎのような事情があつてのことである。人類の大部分は、ことに「手から口へ」の生活をしている労働者階級は自然法を自分で発見し、それに従う能力をもちえないとの判断が、ロックにあるからである。

要するに、市民社会においては「勤勉であり理性的であること」(industrious and rational)と「喧嘩すきであり争いやすいこと」(quarrelsome and contentious)との自然的区別がそのままで社会階級の区別とはならないけれども、自己の勤勉によって土地を無制限に私有し、これを資本として蓄積する人間こそが権利をもち合理的となるのであつて、ロックの自然法はこうした資本主義的生産関係の合理化であると、著者はいうのである。

- (1) Macpherson, *ibid.*, p. 222.
- (2) *Second treatise*, § 124. 邦訳一〇五ページ。
- (3) Macpherson, *ibid.*, p. 224.

- (4) *Ibid.*, p. 224.
- (5) *Ibid.*, p. 225.
- (6) Locke, *Considerations*, Works, II, 19.
- (7) *Second treatise*, § 34. 邦訳五二ページ。

四 自然状態と市民社会の二義性

ロックの人間像は普通、本質的に理性的であり、社会的であると考えられている。理性的だというのは、自然状態において人間が啓示の助けなしに理性で知られる自然法によって生きるからであり、社会的というのは、主権による法の規制なしに自然法によって生活できるからである。このことによって、ロックの人間の本性に関する見方は、はっきりとホッブズのそれとちがつているようにみえる。もともと、ロックにはホッブズと同じく感性的欲求によって動かされる人間も同時に承認されている。人間の欲求はきわめて強いので、「もし欲求が働らくままに委ねられるならば、人間のあらゆる道徳をひっくりかえしてしまふであらう」⁶⁾。ロックの特色は、この欲求を、主権を設定せずして自らの力で規制しようと考える点にある。このように人間性を規定すると、自然状態はすべて平和であつて、戦争・状態の発生する余地はまったくありえないことになるはずである。それであるのに、例外的にしろ、ロックの自然状態のなかに自然法に従わない若干の人間がおり、自然状態をたえず不安

定にしている。いや、自然法の侵犯者はけつして少数ではない。だからこそ、自由で合理的たるべき自然状態を捨てて市民社会に入るのである。ロックはいう。「すべての人がかれと同様に王様であり、すべての人がかれと平等で、しかもたいいていの人々が公正と正義とを厳密に守ろうとしないので、自然状態での所有の享受はきわめて不安定、不確実である。このためにかれはいかに自由であろうとも、恐怖とたえざる危険にみちみちているこの状態を捨てようとする。」そうだとすれば、ロックの自然状態は理性的状態と戦争状態とが共存することになりはしないか。

ロックの自然状態の人間像は、このように合理的であるとともに合理的でないとしれば、この二義性はどこからくるのだろうか。著者はこの二義性に関する諸説を検討したあとで、再び先の階級的差別の概念を引き合いに出して自説を展開する。「ロックが人間性に関して二つの立場をとりえたのは、同時に二つの社会概念を考えていたからである。一つは平等な無差別な人間からなる社会の概念であり、他は合理性の水準に異った二つの階級——すなわち、勤勉であり合理的な有産者と、蓄積のためにではなく、単に生活のためにのみ働く労働者と——からなる社会の概念である。」ロックはその自然状態のなかで、一方でフッカーの伝統的なキリスト教の自然法概念にしたがって、人間が平等な権利をもつ理性的主体としながらも、他方

で貨幣の発生によってこの段階を越えて資本の蓄積がおこなわれると、生産関係の不平等が生ずる階級状態に合法性をみとめた。貧民と所有者との間には、合理性の差異が生ずる。この差異がロックにおける人間の本性の二義性をうつしだしていると、著者はいうのである。所有から疎外された人間は同時に理性からも疎外される。「大部分の人間は理性の法によっても制裁なしでは自己の生活を指導できない」ということは、法的制裁をもつ市民社会（および精神的制裁をもつ教会）が、生活の秩序立てに必要なことである。このような制裁なしに、つまり自然状態の中では平和はありえないだろう。」このような自然状態の理解は、実にロックのブルジョワ的社会概念に由来するものにほかならない。

以上のような二義性は、ロックの市民社会像の中で一そうはつきりあらわれる。ロックは市民社会の保護すべき所有権を、「生命・自由および財産」とし、他方で「単なる財貨と土地」としているが、このことが社会契約を混乱させることになっている。もし、後者だとすれば、保護されるべき財産をもたぬ労働者階級は市民社会の成員として充分の資格をもたぬからである。著者はこのばあいにも、土地所有者と非所有者に分けて、非所有者は被統治の対象となりえても、支配する階級は土地所有者にかぎられる、と理解するというのは、市民社会で完全な市民権（参政権）をもつものは、ロックでは土地所有者である合理

的能力をもつ有産者だったからである。このことは、ロックが市民社会に入る同意を明白な同意 *express consent* と暗黙の同意に分け、「明白な同意によってある国家に加入すると考えられる人々はただ、ある財産権をもつ人々である」とすることからも、あきらかであろう。

このようにみると、ロックの政治思想の二義性のなかには、ある人の個性が完全となるために他人の個性を収奪するという個人主義の矛盾がみられはしないか。ロックが擁護した個人主義は、同時にその個人主義の否定であった。もちろん、ロックはこれを意識できはしなかったけれども、このことが十七世紀の個人主義の悲劇だったのである。

- (1) Locke, *Essay concerning human understanding*, Bk. I, Ch. 2, § 13.
- (2) *Second treatise*, § 123. 邦訳一〇五ページ。
- (3) Macpherson, *ibid.*, p. 243.
- (4) *Ibid.*, p. 246.
- (5) *Ibid.*, p. 249.
- (6) *Ibid.*, p. 262.

五 資本主義的、余りにも資本主義的

なロック解釈

著者はこのあとで、さらに株式会社論、多数決原理と

財産権、個人の同意と多数的同意との等置、個人主義と集団主義、立憲主義などの各問題別にごく簡単にロックの思想をのべているが、著者の基本的なロック像はほぼ以上で尽くされている。すでに、これまでのところから明らかとなるように、著者はロックの政治論ことに所有権理論のなかに、資本主義体制を支えるブルジョワ的個人主義の持つ問題性をさぐるものが狙いであった。そのために自然状態を二つの段階に分け、貨幣の出現後の階級分解に考察の焦点をあてて、平等で合理的な権利主体が、所有者と非所有者とに分裂することによって、平等な権利と合理性がどのような変化をするか、そしてこれがいかに資本主義社会の体制に適合するものであるかをしめした。このばあい、著者は本源的な個人の自然権の考え方から、後の権利の不平等にいたる過程を内在的に追求し、人と物との権利、つまり個人の身体から労働をとおして財産権を確定し、この財産が物として蓄積されるのみならず、非所有者の側で労働も物として譲渡される過程をとらえていることは、自然法思想に疎外の端初——端初であって、疎外の本質ではない、疎外の本質は十九世紀のヘーゲル弁証法にまたねばならない——をみていて、興味ある考え方である。しかも、ロックが有産者の権利思想であって、けっして非所有者の権利を擁護するものではないことも、一面ではたしかに承認されねばなるまい。

だが、著者のロック像は資本主義的な、余りにも資本主義的

なそれではあるまいか。それは十九世紀以後の資本主義社会の矛盾を、そのままロックの政治思想にもちこみ、これで断罪することはロックの歴史性を殺すことになる。たしかに、著者の

いうように、ロックの所有権理論がその自然法思想を特色すけており、貨幣の導入による生産力の発展と生産関係の不平等がブルジョワ思想への道を開いたものとして承認されねばならない。そして、これがフッカーの伝統的キリスト教的自然法を乗りこえさせたことも事実であろう。しかし、ロックの力点は自然状態の中に土地所有者と非所有者との階級対立をみることに、はないのであって、むしろ労働による所有権の確立を、したがって分裂する以前の独立生産者層の自然権の確立を主張することにあつたとみる方が正しいであろう。しかも、著者は身体と自由、それに財貨と土地というように人と物との所有の分裂をあげているが、わたしはロックでは切りはなしたがたく結びついている、と考える。この結合がロックの本質であつて、この点では著者もロックの所有概念の二義性 *right of property* と主張するが、わたしは著者のようにこれを現代ブルジョワ的個人主義の概念で分裂させはしない。その方が近代的ブルジョワ思想としてすすきりするかもしれないが、わたしはこのあいまいさこそロック思想の本質であつて、ここに十七世紀のブルジョワ思想の歴史的生命が脈うつているとみるのである。歴史のなかでは、古いものあるいは未成熟なものがしばしば大きい役割を果たして

いる。この面を評価しないならば、十八世紀の急進的小ブルジョワ思想へと継承されるロックは、消え去ることになるのである。

それとともに看過してはならないのは著者がロックの労働者観をそのまま現代ブルジョワ思想のなかの労働観と混同しているということである。著者はロックが労働者階級について語ることが少なかったがために、それを引き出すために、『利子・貨幣論』や『キリスト教の合理性』を無理して援用している。

しかし『統治論』で説かれる労働者は、下僕であり、日傭い労働者であつて、これが直ちに近代プロレタリアートと等置されるものではない。ロックにはたしかに重商主義的な労働者観があつたかもしれないし、無視されたかもしれない。だが、十七世紀のイギリス史が十九世紀の産業革命と同じ程度に、労働者問題を提起したとは思われないから、歴史的対立を有産者対労働者とはちがつた次元に移さねばならない。

いかに現代的立場で、過去の思想を切るとはいえ、そこには歴史性を媒介させなければならない。そうでなければ、われわれは、ロックの所有権理論からなんの遺産をも受けつぐことはできないであろう。著者のロック像が一面で破産していることが、何よりもこのことを物語っているのである。